

事業所間連携加算について QA

No	Q	A
1	事業所間連携加算とはなんですか	<p>セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、お子さまの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う加算です。事業所間連携会議の開催がされた場合に加算の算定が可能です。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設されました。</p> <p>セルフプランで複数事業所を併用している障害児が対象になりますので、いずれかの条件から外れた場合には当加算の対象外になります。</p>
2	コア連携事業所について教えてください。	<p>加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所です。</p> <p>他の事業所と良好な関係を構築し、日常的な情報共有や会議の開催等における連絡調整を担うことが主な役割です。</p> <p>会議を開催した際には、その内容及び会議の中で整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行い、他の事業所、市町村及び加算対象児の保護者に共有する必要があります。</p>
3	コア連携事業所の決定日について教えてください。	原則、「事業所間連携加算（新規／変更）確認書（※以下、確認書）」受理日の翌月1日付です。
(保護者向け)		
4	同意しないといけませんか？	<p>同意は任意となっております。</p> <p>当加算における事業所間の連携においては、事業所に対してセルフプランの共有やコア連携事業所を中心にして事業所間で支援状況や個別支援計画等について情報共有が行われることとなりますので、十分にご検討いただき、ご判断ください。</p>
5	同意しない場合のデメリットはありますか？	同意しない場合の不利益等はありませんので、当加算の目的や内容についてご理解いただいた上でご判断ください。
6	コア連携事業所はどのように選べばよいですか。	<p>事業所の指定はございませんので、保護者の方が希望する事業所に依頼を行ってください（事業所が同意されない場合もあります）。</p> <p>【コア連携事業所の例】最も利用頻度の多い事業所、上限額管理を依頼している事業所等</p>

7	<p>希望する事業所の承諾が得られなかった場合にはどうすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事業所への依頼を希望する場合には、その他の事業所に依頼及び承諾を得た上で、お住いの区に「確認書」をご提出ください。 ・その他の事業所への依頼を希望しない場合には、「確認書」内の“希望する事業所の承諾を得られませんでした”にチェックを入れていただき、お住いの区に「確認書」をご提出ください。
8	<p>コア連携事業所を変更したい場合はどうすればよいですか。</p>	<p>お住いの区に「事業所間連携加算（変更）確認書」をご提出ください。</p> <p>変更の際には、変更の前の事業所に連絡を行うようお願いいたします。</p>